

○国土交通省告示第三百三十号  
自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令  
第二百八十六号）第二十二条第一項の規定に基づ  
き、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補  
額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に  
変更があったので、昭和三十一年運輸省告示第三  
百三十三号の一部を次のように改正する。

平成十四年四月十八日

国土交通大臣 林 寛子  
「太陽火災海上保険株式会社」を削る。